

G 7 広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例第 5 条第 4 項の規定による通報に関する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 13 日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

#### 広島県公安委員会規則第 6 号

#### G 7 広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例第 5 条 第 4 項の規定による通報に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、G 7 広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例（令和 5 年広島県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 5 条第 4 項の規定による通報に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(公務操縦者以外の者の通報の方法)

第 3 条 条例第 5 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる小型無人機の飛行を行おうとする者が行う同条第 4 項の規定による通報は、別記様式第 1 号の通報書により行うものとする。

2 条例第 6 条第 3 項第 5 号の公安委員会が必要と認める書類は、土地所有者等が条例第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる小型無人機の飛行を行おうとする場合の知事の氏名、住所、連絡先及びその同意を行った年月日を記載した書面の写しとする。

(公務操縦者の通報の方法)

第 4 条 公務操縦者が行う条例第 5 条第 4 項の規定による通報は、別記様式第 2 号の通報書により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この公安委員会規則は、公布の日から施行する。

(この公安委員会規則の失効)

2 この公安委員会規則は、令和 5 年 5 月 22 日限り、その効力を失う。

(別記)  
様式第1号 (第3条関係)

小型無人機の飛行に関する通報書

G7広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例第5条第4項の規定により通報します。

令和 年 月 日

広島県公安委員会 様

(通報者) 住 所  
氏 名  
生年月日  
連絡先

小型無人機の飛行を行う目的				
小型無人機の飛行を行う日時	令和5年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで			
小型無人機の飛行に係る区域				
操縦者	住 所		生年月日	
	氏 名		連絡先	
操縦者の勤務先	所在地			
	名 称		連絡先	
小型無人機の飛行に同意した者	<input type="checkbox"/> 知事 <input type="checkbox"/> 対象施設の管理者( ) <input type="checkbox"/> 土地所有者等( )			

(飛行させる小型無人機)

機器の種類			
製 造 者		名 称	
製造番号		登録記号	
大 き さ		形 状	
積 載 物		重 量	
その他の特徴			
備 考			

- 備考1 「小型無人機の飛行に係る区域」欄には、小型無人機の飛行に係る対象地域又は対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す図面（飛行場所、操縦する場所及び監視する場所を表示したもの）を添付すること。
- 2 「操縦者」欄には、条例第5条第2項第1号から第3号までに掲げる小型無人機の飛行を行おうとする者を記載すること。
- 3 「操縦者の勤務先」欄には、操縦者がその勤務先の業務として小型無人機の飛行を行おうとする場合にのみ記載すること。
- 4 「小型無人機の飛行に同意した者」欄には、条例第5条第2項第1号から第3号までに規定する同意を得た場合にその同意をした者について該当するに印を付し、知事以外の同意をした者については括弧内にその氏名を記載すること。なお、同意をした者の氏名、住所、連絡先及び同意を行った年月日を記載した書面の写しを添付すること。
- 5 「製造番号」欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 6 「登録記号」欄には、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の5第1項の規定により小型無人機に表示しなければならぬこととされている登録記号を記載すること。
- 7 飛行させる小型無人機の写真（当該機器の全体及び製造番号等を写したもの）及び仕様書を添付すること。
- 8 不要の欄は、斜線で消すこと。

様式第2号（第4条関係）

小型無人機の飛行に関する通報書

G7広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例第5条第4項の規定により通報します。

令和 年 月 日

広島県公安委員会 様

(通報者) 住 所  
氏 名  
生年月日  
連絡先

小型無人機の飛行を行う目的				
小型無人機の飛行を行う日時	令和5年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで			
小型無人機の飛行に係る区域				
公務操縦者	住所		生年月日	
	氏名		連絡先	
公務操縦者の勤務先	所在地			
	名称		連絡先	
小型無人機の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関	所在地		担当者氏名	
	名称		連絡先	

(飛行させる小型無人機)

機器の種類			
製造者		名称	
製造番号		登録記号	
大きさ		形状	
積載物		重量	
その他の特徴			
備考			

- 備考1 「小型無人機の飛行に係る区域」欄には、小型無人機の飛行に係る対象地域又は対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す図面（飛行場所、操縦する場所及び監視する場所を表示したもの）を添付すること。
- 2 「公務操縦者」欄には、条例第5条第2項第4号に掲げる小型無人機の飛行を行おうとする者を記載すること。
- 3 「公務操縦者の勤務先」欄には、公務操縦者がその勤務先の業務として小型無人機の飛行を行おうとする場合このみ記載すること。
- 4 「小型無人機の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関」欄には、公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機の飛行を行う場合にのみ記載すること。この場合には、当該委託について証明する書面の写しを添付すること。
- 5 「製造番号」欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 6 「登録記号」欄には、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の5第1項の規定により小型無人機に表示しなければならぬこととされている登録記号を記載すること。
- 7 飛行させる小型無人機の写真（当該機器の全体及び製造番号等を写したもの）及び仕様書を添付すること。
- 8 不要の欄は、斜線で消すこと。